



# きそじネット

## 木曾広域ケーブルテレビ光化工事について

木曾広域連合では、平成30年度よりケーブルテレビ光化工事を実施しております。

- ★現在工事を実施しているエリア 木曾町日義地区・大原地区、上松町、木祖村（菅、小木曾等）
- ★令和2年度実施予定エリア 木曾町福島・新開地区、南木曾町
- ★令和3年度実施予定エリア 木曾町開田地区、木曾町三岳地区

光化工事は宅外と宅内で行います。

### 【光化後宅内図】



### 注意

4K・8K放送を視聴する場合は、テレビ分岐分配機等の交換が必要になります。  
2.2G~3.2G対応

※模式的に図画しています。

### ◎新型コロナウイルス感染予防対策について

木曾広域連合で行っている光化工事では、工事従事者に下記の対策を指示し、感染予防に取り組んでいます。

1. アルコール消毒とマスクの着用
2. 毎朝の検温、体調確認、直近2週間程度で体調に問題がないことの確認。
3. 工事期間中の県外への不要不急の外出禁止

お問い合わせ先：木曾広域情報センター 電話 21-2212  
広域IP \*\*21-2212

### 目次

木曾広域ケーブルテレビ光化工事について… 1	令和3年度採用職員募集のお知らせ…………… 5
木曾広域連合議会だより…………… 2	消防本部からのお知らせ（消毒用アルコールの取扱い）… 5
木曾クリーンセンター旧炉施設解体工事について… 3	介護保険料の減免について…………… 6
老人ホーム木曾寮 移転改築基本計画策定について… 4	

木曾広域連合の最新情報は、ホームページをご覧ください。

<http://www.kisoji.com/kisokoiki/>

# 木曾広域連合議会だより

令和2年木曾広域連合議会第2回定例会

開催日：令和2年5月27日(水)

▼木曾広域連合議会の議長・副議長並びに各委員会委員長・副委員長の任期満了に伴い、新たに選任を行いました。

▼正副議長、正副議会運営委員長及び正副常任委員長は次の方々です。

役職名	氏名	所属町村	役職名	氏名	所属町村
議長	榎本 力	木曾町	副議長	下出 謙介	王滝村
議会運営委員会委員長	山崎 隆二	南木曾町	議会運営委員会副委員長	岩佐 孝和	大桑村
総務常任委員会委員長	松井 淳一	木曾町	総務常任委員会副委員長	山崎 隆二	南木曾町
福祉環境常任委員会委員長	上田とめ子	木曾町	福祉環境常任委員会副委員長	横井 勇	上松町
経済観光常任委員会委員長	鈴木 武	大桑村	経済観光常任委員会副委員長	栗屋 正一	木祖村

▼木曾広域連合議会議員は次の方々です。

議席	氏名	所属町村	常任委員会	議席	氏名	所属町村	常任委員会
1番	中村 博道	木曾町	福祉環境	11番	坂本 満	南木曾町	福祉環境
2番	胡桃澤公司	王滝村	福祉環境・経済観光	12番	山崎 隆二	南木曾町	総務
3番	青木 功	木祖村	福祉環境	13番	瓜尾美佐子	大桑村	福祉環境
4番	永井 嘉男	上松町	総務	14番	古畑 一夫	木曾町	経済観光
5番	岩佐 孝和	大桑村	総務	15番	栗屋 正一	木祖村	経済観光
6番	山本 勝己	上松町	経済観光	16番	上垣外 修	木曾町	経済観光
7番	横井 勇	上松町	福祉環境	17番	上田とめ子	木曾町	福祉環境
8番	鈴木 武	大桑村	経済観光	18番	古畑 節行	木祖村	総務
9番	近藤 隆	南木曾町	経済観光	19番	下出 謙介	王滝村	総務
10番	松井 淳一	木曾町	総務	20番	榎本 力	木曾町	総務

▼監査委員は、新たに次の方が選任されました。【議会選出監査委員】古畑 一夫（木曾町）

▼議案審議では、承認1件、報告2件、工事請負契約の締結2件、条例改正2件、規約変更1件、3会計の補正予算が原案通り可決されました。

## 一般質問の概要



「新型コロナウイルス関連の対応状況」 質問：山崎 隆二 議員

問：これまでの取組みについて、特に、木曾寮と広域消防の対応について伺う。

答：木曾寮では、感染症対策委員会を設置しており、感染予防対策を徹底している。また、緊急時以外の面会の自粛、デイサービス等への利用を中止している。

広域消防では、木曾保健福祉事務所と連絡体制を確保しており、救急要請時に発熱等の新型コロナウイルスの症状がある人は、木曾保健福祉事務所に連絡し、そちらからの指示により対応することとしている。

「広域連合として今後取り得る対応」

問：光化の活用策の中で、災害情報周知、遠隔医療、遠隔授業、テレワーク、テレビ会議などを検討すべきである。

答：災害情報は、多治見砂防事務所と連携し、今後画像を流すことが可能である。

生活情報配信は、スマートフォンの活用なども検討している。遠隔医療は、木曾病院と検討していく。遠隔授業は、全生徒、児童に提供可能であり、すでに一部の町村では進めている。テレワーク、テレビ会議は、今後検討して参りたい。

# 「木曾クリーンセンター旧炉施設解体工事」を行います

木曾広域連合では、平成2年度から平成29年度まで木曾郡内の可燃ごみを焼却していた「旧木曾クリーンセンター」の解体工事を行います。事業の概要等をお知らせします。

工事名称	令和2年度 木曾クリーンセンター旧炉施設解体工事
契約金額	269,500,000円（消費税込み）
受注者	神稲・加藤特定建設工事共同企業体
工事場所	木曾町 福島7720番地（下図参照）
工事期間	令和2年5月27日～令和3年3月19日
担当技術者	現場代理人：木村 宏司 監理技術者：田中 晃
工事概要	焼却炉解体工事（機械化バッチ燃焼式40t/日）一式
	建物解体工事（鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造）延べ床面積3,499.44㎡



解体後の跡地には、紙類などのリサイクル品が持ち込める「リサイクルストックヤード」を来年度に建設する予定です。

工事車両の通行が多くなり、ご迷惑おかけしますが、安全第一で作業を行いますので、ご理解ご協力をお願いします。

木曾広域連合では、ごみの減量・リサイクルを推進しています。引き続き、ご協力をお願いします。

解体する旧木曾クリーンセンター



お問い合わせ先：環境課（環境センター内） 電話 52-2530 までお願いします。

## 養護老人ホーム木曾寮移転改築 基本計画 を策定しました

木曾広域連合では一昨年度策定した「養護老人ホーム木曾寮移転改築基本構想」を基に、昨年度「養護老人ホーム木曾寮移転改築基本計画」を策定いたしました。

基本計画は建物等の基本構想を実現するために更に詳細な内容となっています。

3月10日の正副連合長会議で決定されました。

### 木曾寮移転改築基本計画の概要

#### 1. 新施設稼働年度

新施設は、令和6年4月1日からの稼働を目指します。

#### 2. 新施設の規模について

新施設の入所者定員数・施設面積は次のとおりです。

- 入所定員数：長期55床、短期5床
- 施設延床面積：約3,000㎡程度

#### 3. 建設場所について

上松町荻原1460番地（障がい者支援施設 上松荘の北側隣接地）とします。

#### 4. 建設後の施設運営について

新施設の管理運営を代行させる指定管理者制度を導入いたします。

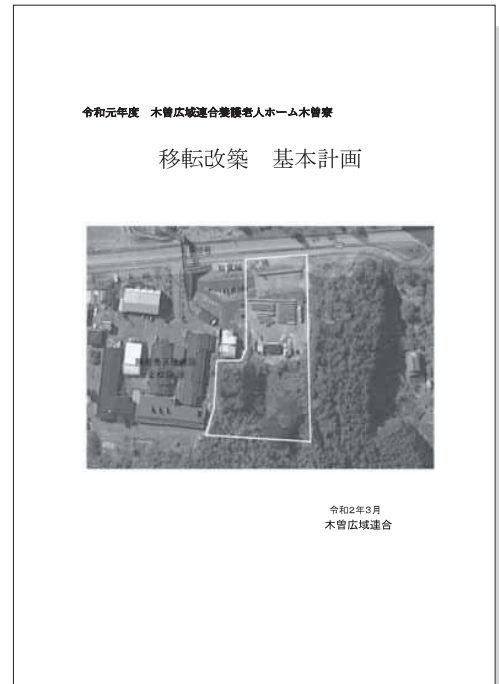
#### 5. 新施設の基本機能は次のとおりです。

- |                         |             |
|-------------------------|-------------|
| (1)木曾地域のセーフティーネットとしての機能 | (2)生活拠点機能   |
| (3)自立支援機能               | (4)介護機能の充実  |
| (5)防犯・防災機能              | (6)施設管理機能   |
| (7)衛生管理機能               | (8)共生サービス機能 |

#### 6. 新施設の災害対策

新施設は災害対応性能を確保すると共に、敷地に対しても考慮したものとします。

※木曾寮移転改築基本計画は広域連合ホームページに掲載してあります。



### 今後の予定について

今回制定した「基本計画」を基に、施設設計者をプロポーザルにて選定し建設に向け、基本設計・詳細設計を経て令和4年着手を目途に建設を実施します。

お問い合わせ先：老人ホーム木曾寮 電話 52-2054 までお願いします。

# 令和3年度採用 木曾広域連合職員募集のお知らせ

木曾広域連合では、令和3年4月1日付採用の職員を募集しています。

木曾広域連合は、地方自治法に定められた特別地方公共団体で、採用後は地方公務員となります。

## 1 採用する職員（採用人数はいずれも若干名です。）

試験区分	採用職種	受験資格
上級	土木	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和42年4月2日から平成3年4月1日生まれの人で、大学、高専卒業程度以上（見込を含む）の学力を有する人</li> <li>土木建設業に従事した経験を有し、1級土木施工管理技士の資格（見込を含む）を有する人</li> <li>普通自動車運転免許証を取得している人又は採用時まで取得できる人</li> <li>採用後は原則として木曾郡内に住所を有すること</li> </ul>
	埋蔵文化財専門	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和45年4月2日から平成11年4月1日生まれの人で、大学卒業程度の学力を有する人</li> <li>考古学の学芸員資格（見込を含む）を有する人</li> <li>普通自動車運転免許証を取得している人又は採用時まで取得できる人</li> <li>採用後は原則として木曾郡内に住所を有すること</li> </ul>
初級	一般事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成7年4月2日から平成15年4月1日生まれの人で、高等学校卒業（見込を含む）程度の学力を有する人</li> <li>普通自動車運転免許証を取得している人又は採用時まで取得できる人</li> <li>採用後は原則として木曾郡内に住所を有すること</li> </ul>
	消防	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成7年4月2日から平成15年4月1日生まれの人で、高等学校卒業（見込を含む）程度の学力を有する人</li> <li>普通自動車運転免許証を取得している人又は採用時まで取得できる人</li> <li>採用後は原則として木曾郡内に住所を有すること</li> </ul>

## 2 試験日等

試験区分	第一次試験		第二次試験	
上級	令和2年9月20日(日)	教養試験、適性検査、専門試験、作文	令和2年10月中旬(予定)	面接試験
初級	令和2年10月18日(日)	教養試験、適性検査、作文	令和2年11月中旬(予定)	面接試験、体力検査(消防職のみ)

## 3 勤務先

一般行政職	木曾広域連合事務局、木曾郡内連合施設
消防職員	木曾広域消防本部、木曾消防署（救急分遣所を含みます。）、北分署、南分署

## 4 受付期間等

試験区分	受付期間	受験手続
上級	令和2年6月29日(月)～ 令和2年8月11日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>申込書類を木曾広域連合事務局へご持参いただくか、簡易書留にて締切日必着で郵送してください。持参の場合：平日8時30分～17時15分（土日・祝日は閉庁）</li> </ul>
初級	令和2年6月29日(月)～ 令和2年9月8日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>受験要領等は、木曾広域連合のホームページからダウンロードできる他、郡内各町村役場（木曾町各支所含）、木曾広域連合事務局で受け取ることができます。</li> </ul>

お問い合わせ先：木曾広域連合総務課 庶務係 電話 23-1050 までお願いします。

## 消毒用アルコールの取り扱いに注意しましょう！

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、手指の消毒等のため、消防法に定める危険物の第四類アルコール類に該当する消毒用アルコールを使用する機会が増えていきます。

消毒用アルコールは火気により引火しやすく、また、消毒用アルコールから発生する可燃性蒸気は空気より重く低所に滞留しやすいため、取り扱う場合には十分な注意が必要です。

### ☆火災予防上の一般的な注意事項

- 火気の近くで使用しないようにしましょう。
- 容器に詰め替える場合は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう注意しましょう。

また、詰め替えた容器に“消毒用アルコール”や“火気厳禁”などの注意事項を記載してください。

- 容器を設置・保管する場所は、直射日光が当たる場所や高温となる場所は避けましょう。
- 消毒用アルコールの容器を落下させたり、衝撃を与えることのないように気をつけてください。
- 室内の消毒や消毒用アルコールの容器詰め替えは、通気性の良い場所や換気が行われている場所で行いましょう。また、密閉した室内で多量の消毒用アルコールの噴霧を行うことは避けましょう。

お問い合わせ先：木曾広域消防本部 予防係 電話 24-3119 までお願いします。

## 介護保険第一号被保険者（65歳以上）の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、**介護保険料が減免**となります。

### 【保険料の減免の対象となる方】

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ **保険料を全額免除**
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方 ⇒ **保険料の一部を減額**

【※ただし、前年度の所得額によっては減額にならない場合もあります】

### ○保険料が一部減額される具体的な要件（次の要件すべてに該当）

- (1) 世帯の主たる生計維持者について、事業収入、給与収入、不動産収入または山林収入（以下「事業収入等」という。）の種類ごとにみた令和2年の収入のいずれか（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が、令和元年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。
- (2) 世帯の主たる生計維持者について、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和元年所得の合計額が400万円以下であること。

### ○保険料の減免額

減免対象保険料額（ $A \times B / C$ ）に、令和元年の合計所得金額に応じた減免割合（D）をかけた金額です。

#### 減免対象保険料額（ $A \times B / C$ ）

- A：当該被保険者の保険料額  
 B：被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る令和元年の所得額  
 C：被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額

#### 前年の合計所得金額に応じた減免割合（D）

前年の合計所得額	減免割合
200万円以下の場合	10分の10
200万円以上の場合	10分の8
主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合	10分の10

### 【減免の対象となる保険料】

令和元年度分及び令和2年度分の保険料で、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの。

※申請に必要な書類などの詳細については、下記までお問い合わせください。  
**木曾広域連合 健康福祉課 介護保険係 電話 0264-23-1050**